

仕様書

- 1 件名 車尾小学校仮設校舎賃貸借
- 2 設置場所 米子市車尾2丁目27番1号 米子市立車尾小学校敷地内
- 3 事業内容 米子市立車尾小学校の敷地内に、軽量鉄骨造2階建て仮設校舎1棟を設置し、及び貸し付けるもの
- 4 賃貸借期間 令和5年10月16日から令和6年7月16日まで
なお、令和5年度以降において、本件業務に係る予算が減額、又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除できるものとする。
※賃貸借期間内に、建物の正常な機能を保持するため、保守点検を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理、調整等を行い、正常な状態で使用することができるようにすること。
※賃貸借期間内においては、賃貸借物件に私権を設定し、又は賃貸借物件を担保に供してはならない。
※賃貸借物件は、建築工事を完了し、検査済証の交付を受けた後、令和5年10月16日までに引渡しを行うものとする。
- 5 賃貸借物件 校舎
軽量鉄骨造2階建て 延べ床面積1,312㎡程度
1階：昇降口、普通教室4、多目的室、教材室
2階：普通教室6
渡り廊下 一式
備品 一式
- 6 支払条件 前払い なし
月払い 毎月末払い
※令和5年10月から令和6年6月まで（9か月）
- 7 解体撤去等 (1) 校舎については、別添改修図面等に示す改修を行い、令和5年10月15日までに完成させること。
(2) 校舎及び渡り廊下並びにこれに設置した設備、備品等については、賃貸借期間終了後、速やかに、解体し、及び撤去すること。
(3) 仮設校舎等を撤去した後のグラウンドの復旧に際しては、ふるい真砂を使用すること。
(4) 仮設校舎等の解体、撤去等の際は、事前に発注者と十分調整を行った上で

行うこと。

- | | | |
|------------|---------------|---|
| 8 賃貸借物件仕様書 | (1) 賃貸借物件 | 軽量鉄骨造2階建て1棟及び附属設備等 一式 |
| | (2) 工事内容 | 基礎、建物新築、内外装、電気・機械設備及び外構等の各工事 |
| | (3) 申請手続費用等 | 建物新築に伴う諸手続及び当該手続に伴う費用は、全て賃貸者の負担とする。 |
| | (4) 地耐力試験費用等 | 建物新築に当り、平板載荷試験により地耐力50kN/m ² を確認すること。なお、当該調査に伴う費用は、全て賃貸者の負担とする。 |
| | (5) 事前調査等について | 事前調査が必要な場合は、教育委員会事務局こども施設課に連絡し、確認をとった上で、入札日前日までにを行うものとする。 |
| | (6) 下請等 | 仮設校舎等の設置等に当たって、業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、市内又は県内の業者との契約に努めること（優先順位は、市内、県内の順とする。）。ただし、技術的な事情により施工することができる業者がない場合又は工程的に間に合わない等の特段の理由がある場合は、この限りでない。 |
| | (7) その他 | ア 賃貸借物件に係る公租公課は、賃貸借料に含むものとする。
イ 賃貸借物件には、火災保険等の損害保険を付保すること。
ウ 賃借者は、仮設校舎等が仕様書等に適合しないと認めた場合には、見直しを命ずることができる。 |